

の目覚しい東南進出を憂慮したのか、最近に突如ソヴィエツト援助條約を再確認したのである。勿論それが直ちにドイツとの親善關係を清算したものでないことは明かではあるが、國際關係の動きは極めて微妙にして一本調子ではない。「(三百二十四頁)と解明せられたのは一例である。

ともあれ、この書こそ我々歴史家は勿論のこと、一般現代人の教養の書としても、萬人必讀の書であることを力説しておきたい。最後に、この書を著はされた著者及び、其の協力者として努力され、現在中支方面の第一線に立つて御活躍中の萩中三雄氏に對して敬意を表し、併せて未來の御多幸をお祈りする次第である。

(富山房百科文庫、第八十一卷、頁數三百五十三、寫眞十三、一般參考書、人名索引收録、昭和十四年五月十五日發行、定價八十錢)(辻本倉雄)

初期の英國國會に就いて

エヴァンス著

Evans, E.: Of the Antiquity of Parliaments
in England: Some Elizabethan and early
Stuart opinions.

ノルマン國會(magnum concilium)の英國會(parliament)の脱胎が英國政治組織に對して與へた影響の甚大さ、或は又英國憲法史上に於ける英國會制度の占める地位の重要性に就ては今更述べる迄もない。英國史を繙く全ての人々が熟知する如く、Tudor

朝王權の絶頂と言はれる Elizabeth の治世は樞密顧問を輔佐とする専制政治であり、國會をば單に課稅機關として取扱ふに過ぎなかつたものではあつたが、不干渉を再三再四命ぜられ乍らも尙下院は腹藏なき直言を女王に與へ國家政策に關する彼等の要求を主張し、殊にその晩年に於ては次代に於ける國王對國家の大衝突の豫兆をば示してゐるのである。一般に十七世紀の憲政史は國王と國家との爭鬪史であると云はれるが、政情の變化と Stuart 諸王の抱く主張と且又その國會自體の內的變化との觀察は容易にその争を理解せしむるであらう。Evans 自身の表現に従ふならば、Parker 大僧正職と Madox との間の時期は英國中世學問の開拓期であつたと俱に「激争の後の一聯の勝利による國會の優越性の成功をば表示するもの」であつたのである。かゝる時代の歴史家及び法制史家が國會の起原に深い關心を抱いた事は當然であるが、又彼等の意見が政治的宣傳の爲用ひられた事、更にその研究の方向や性格に政治的結果の影響したであらう事も確かである。事實この時代にあつて熱情や黨争に全く觸れないでゐる事は不可能であつた。従つて吾々もその事に就ては正當なる理解を以て、この時期に於ける國會起源論に對すべきであらう。勿論 Evans の云ふ様に Civil War 以前の斯る記述は後のもの程著名なものではなく、Prynne 程な主題の取扱ひも又 Brady 程の完成した評論をも提供しないであらう。而も今尚ほ解決の問題が此處に始めて述べられてゐる事及び當時の憲政的係争問題の解決を寧ろ舊制に訴ふ事に依て試みた斯る著作の意義は確かに注目するものであると思はれ

Evans は先づ英國會の開始時期に關する論争から筆を進める。一一一六年の Henry I の會議に其を主張する Grafton, Slow, Holmsted 等の根據は Polydore Vergil であるが彼の用ひた年代記 (Eadmer 及び Florence of Worcester) は斯る見解を支持するものではなく、當時の一般英國史家も彼によつては満足せしめられなかつた。彼等の代表的意見は「英國國會の舊制に就てなる主題の下に於ける Parker 大僧正考古學會の論文に見られるがその中 Camden, Tate, J. Dodderidge は Britons 迄、Agard は Canute まで遡り、匿名史家の一人は Modus に止る。之等の人々は又 Henry I を國會の復活者と見る Conquest 切斷論者とその反對論者に分ち得る。勿論後者に屬する人々にとつても國會がより一層正式に召集され始めた事に於て Henry I の時期は重要視されてゐる。「國會の起原に關してはいはゞ世界と俱に、少く共王國と俱に永遠なり」と主張した有名な國會法學家 Sir Edward Coke の影響とそれに對する活潑な反駁(匿名史家に依る “True Presentation” は最も注目し値する)、更に又堅實な學識と中庸の故に兩派より尊敬された Spelman (“of Parliaments”, “Glossarium” は有名)及び Cotton、其の國會との鬭争の故に特權史上有名な A. Hall (“Admonition”) 等を概述して後國會の定義に關する論述に進むのであるが、殊に遂に屈服した Hall の憲法の完全性の證明を要求せられての告白は價値ある一の文書であると俱に又興味深いものがあるのである。

國會の機能に就ては其は屢々單なる裁判所である佛の Parliament と對照されるのであつて中世國會の核心としての council の重要性を強調するものは “Of the power and interest Kings have had with their Parliament” の匿名著者唯一人に過ぎない。當時の殆んど全ての著者の「國會は唯單なる法院であるのみでなく……それは又必要なるものを提供し切迫せる危険を防止し公の平和と王國の安全を防護すべき會議である」との強調の一致も當時の狀勢より見て首肯されよう。約ゆる意見の著者も先づ立法機關と見て居るのであつて、課税に對する同意は暗示されてゐるに過ぎないに對し立法に就ては多大の注目が與へられてゐる。

國會の組織、主として庶民の存在に關する最も一般的な主張は Henry III 時代迄は全ての自由民は明確な召集なくして國會に出席する權利を有してゐたといふ事である。代議制に就ては Holmsted の見解が一例として擧げられてゐるが *magnam Concilium* の封建的性格を明かにせんとする Spelman は社會の封建的構造の崩壞の開始と、それとを結び付けて考へるのである。一四一四年の庶民の嘆願書は彼等がかつて請願者であると同様協賛者として國會に席を有してゐたといふのであつて斯る三位一體の思想は Elizabeth 期に於て確りと根ざしてゐるものであつた。従つて一二六五年以前に於て彼等が議席を有してゐなかつたと示され得たなら其は全く重大な事であつたのである。當時の國會の形式は十五世紀まで達せられたかつたとする Arthur Hall の異端の見解

(“The origins of Parliament”) は殆んど完全に抑壓され十七世紀に於ては如何なる人もそれを目にした様には思はれぬ。一般に國會學派の學説が徐々に堅實強化されたに反して、その反對者側の意見は決して一の全體へと融合しはしなかつたのであつて各々の獨立した批判は彼自身の保全と偏見から出發してゐるものに過ぎなかつたのであつた。

右の様に Evans は此の小論に於て國會に關しての Elizabeth 及び初期 Stuart の數個の見解を簡單に記述してゐるに過ぎないのであるが、この英國會發展史上最も注目さるべき時期に於ける種々なる見解はその歴史的背景を如實に浮び出ださしめる事に於て吾々に一層の興味を興へるものである。その意味に於てこの小論は英政治史に關心を有する人々に取つて價値ある手引書の一たるを失はぬであらう。(“History” Dec. 1933. [Vol. XXIII, no. 91] p. 206 ff.) (笹川新一)

ソヴェエトの極地經營

——ソヴェエト北進の歴史的・經濟的、
並びに政治的研究——

T. A. タラクチオ

Taracuzio, T. A.; Soviets in the Arctic.
An historical, economical and political study
of the Soviet advance into the Arctic.

世界的には國際問題、思想問題の喧しく、吾國に於いては更に

聖戰最中の今日多大なる未來を姪む極地ソヴェエトに關して本書が出た事は誠に適切なものと言へよう。

本書に就いては既にジオグラフィカル、ジャーナル(一九三九年四月)にも紹介があるが、著者タラクチオはエストニアに生れ、レンングラード大學に四年遊んだ米國人で、目下ハーバード大學でスラヴに關する資料蒐集をなし、既に「ソヴェエト聯邦と國際法」の著書をも公にしてゐる。先づ簡單にこの書物の構成を示すと

第一章	極地ソヴェエトの地理	三九頁
第二章	一九一七年以前の探險	三二頁
第三章	ソヴェエトの極地探險	六八頁
第四章	極地ソヴェエトの經濟的發展	一一一頁
第五章	社會・文化の再建設	六三頁
第六章	國際的意義	五二頁
附 錄	三四項目	一七頁
文 獻		四六頁
索 引		一四頁
地 圖		七 葉

第一章では先づ「極地」の範圍について從來の諸説を批判し、一九二六年そのいづれでもない扇形學説を政治區劃に採用した事から始まつてゐる。即ち「極地ソヴェエト」とは、ウラル山脈以東はベーリング海峽に到る北緯六二度の北、ウラル山脈以西はムル